

理事会会議資料

(平成26年度第1回)

平成26年5月28日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成 26 年度 第 1 回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成 2 6 年 5 月 2 8 日(水)

午前 1 0 時 3 0 分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1 . 会議適正審査報告

2 . あ い さ つ

3 . 議 長 選 出

4 . 議事録署名人選任

5 . 議 事

議案第 1 号 平成 25 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び一般会計収支決算
並びに公益事業特別会計収支決算の認定について

議案第 2 号 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金設置要項の一部改正
(案)について

報告第 1 号 事業利用者アンケート結果について

6 . 閉 会

議案第 1 号

平成 25 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び一般会計収支決算並びに
公益事業特別会計収支決算の認定について

< 提案理由 >

定款第 26 条及び経理規程第 46 条の規定に基づき、平成 25 年度事業報告書及び一般
会計収支決算書並びに公益事業特別会計収支決算書を、別添「平成 25 年度事業報告書及び
収支決算書」のとおり作成しましたので、ご審議の上認定願います。

平成 26 年 5 月 28 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成 26 年 5 月 28 日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成 年度 第 回 理事会

議案第2号

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金設置要項の一部改正(案)
について

<提案理由>

本会が設置する「福祉活動基金（現在高14200万円）」は、神栖町社協の法人化当初より原資の増額を継続し、平成元年度以降は、本要項に基づいた適正な管理・運用に努めてまいりました。

しかし、要項制定から二十数年が経過し、経済情勢の変動に伴う運用益の減少により、基金を保有する有益性も減少している状況にあります。また、東日本大震災以降は行政の財政事情も変わり、本会の事務・事業に対する補助金も受けられない状況が続き、このままでは原資増額のための財源確保だけでなく、恒常的な事業運営経費の捻出にも困窮する事態となることが予測されます。

今回の要項改正案は、一定の要件の下で基金の原資を処分（取崩）できるようにするので、別に保有する「財政調整積立金（現在高2750万円）」と併せ、将来的に不測の事態が生じても本会事業を継続し、市民の利益を守ることを目的としています。

ただし、現基金の大半は住民の皆様からの寄付金で構成されております。処分する金額やその用途については、全て理事会及び評議員会の議決を要することを条文に追加しておりますので、ご審議の上議決願います。

平成26年5月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男

平成26年5月28日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成 年度 第 回 理事会

(議案第2号関連資料)

「福祉活動基金積立の経緯」

(単位：円)

年 度	当年度中の運用		基金積立 累計額	基金の構成（原資増額財源内訳）			
	原資増額	利子・利息		補助金	寄付金	その他 ※	利子・利息
昭和61年度	15,500,797	754,984	15,500,797	5,100,000	4,086,291	5,559,522	754,984
〃 62年度	11,449,034	492,905	26,949,831	5,000,000	2,477,692	3,478,437	492,905
〃 63年度	10,976,982	933,286	37,926,813	5,000,000	3,915,455	1,128,241	933,286
平成元年度	9,998,000	1,007,867	47,924,813	6,000,000	2,990,133	0	1,007,867
〃 2年度	10,000,000	2,178,005	57,924,813	5,000,000	2,821,995	0	2,178,005
〃 3年度	7,475,187	3,515,162	65,400,000		3,443,121	516,904	3,515,162
〃 4年度	3,700,000	2,622,326	69,100,000		3,377,087	0	322,913
〃 5年度	4,000,000	1,586,344	73,100,000		3,164,082	770,163	65,755
〃 6年度	2,500,000	1,417,383	75,600,000		2,500,000	0	0
〃 7年度	2,000,000	823,494	77,600,000		2,000,000	0	0
〃 8年度	4,400,000	512,175	82,000,000		4,251,245	148,755	0
〃 9年度	6,000,000	506,856	88,000,000		3,770,423	2,147,721	81,856
〃 10年度	5,000,000	531,042	93,000,000		5,000,000	0	0
〃 11年度	3,000,000	752,200	96,000,000		3,000,000	0	0
〃 12年度	4,000,000	724,351	100,000,000		2,887,576	1,112,424	0
〃 13年度	4,000,000	690,056	104,000,000		3,733,284	26,660	240,056
〃 14年度	3,000,000	656,436	107,000,000		1,953,118	835,446	211,436
〃 15年度	4,000,000	269,682	111,000,000		1,003,190	2,996,810	0
〃 16年度	2,500,000	70,182	113,500,000		212,309	2,287,691	0
〃 17年度	11,000,000	85,645	124,500,000		7,347,521	3,652,479	0
〃 18年度	4,500,000	116,356	129,000,000		4,088,178	411,822	0
〃 19年度	4,500,000	502,472	133,500,000		3,807,744	631,784	60,472
〃 20年度	4,500,000	880,436	138,000,000		3,704,686	795,314	0
〃 21年度	4,000,000	513,776	142,000,000		3,133,661	866,339	0
〃 22年度	0	244,782	142,000,000		0	0	0
〃 23年度	0	190,464	142,000,000		0	0	0
〃 24年度	0	157,716	142,000,000		0	0	0
〃 25年度	0	120,874	142,000,000		0	0	0
合 計	142,000,000	22,857,257		26,100,000	78,668,791	27,366,512	9,864,697

※その他：毎会計年度の一般会計支出予算より基金へ拠出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金設置要項（改正案）

取消線：削除

赤字：追加

〔目的〕

第1条 神栖市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長することを目的として「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)福祉活動基金」(以下「基金」という。)を設置する。

〔基金の額〕

第2条 基金の額は、200,000千円とする。

2 前項の規定に関わらず必要があるときは前項の基金に追加して積み立てをすることができるものとする。

3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積み立て相当額増加する。

〔基金の構成〕

第3条 基金は次の各号をもって構成する。

- (1) 神栖市の補助金 (2) 寄付金 (3) その他の収入

〔基金の管理運用〕

第4条 この基金は、銀行預金、その他最も安全かつ確實有利な方法で管理するものとする。

2 この基金の運用から生ずる運用益は、その全額を第5条に示した福祉活動の振興・育成に充てるものとする。

3 基金の効果的な運用を図るため、別途「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金運営要項」を定める。

〔助成の対象事業〕

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動をするための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業
- (3) ボランティア活動の為に機器、機材の整備援助事業
- (4) ボランティアグループによる開発的・モデル的活動
- (5) ボランティア活動の基盤作りのための福祉教育および啓発事業
- (6) 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という)の福祉活動基金の原資
- (7) 本会ボランティアセンターの行う事業
- (8) 基金造成のための啓発事業

(9) その他「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という)が福祉活動の育成、推進のために必要と認めたもの

〔管理運営委員会〕

第6条 基金の円滑な運営を図るため、基金造成や運用益の配分等に関し、本会会長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、定款第19条の規定により、管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

〔基金の処分の制限〕

第7条 基金の原資は、~~取り崩さない。~~この基金の処分は、次の各号に掲げる場合に限り、理事会、評議員会の議決を得てその一部を処分することができる。

- (1) 本会が実施する開拓的事業、または新規事業のための基本的財源にあてるとき
- (2) 本会が固定資産を取得または修繕するための財源にあてるとき
- (3) 前1、2号のほか、住民の福祉増進のため必要やむを得ない理由があるとき

〔会計の取扱い〕

第8条 この基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この基金の収入及び収支の状況は、毎年1回以上、評議員会の議決を経て公表しなければならない。

〔委 任〕

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

〔付 則〕

この要項は、平成元年4月1日より施行する。

この要項は、平成13年4月1日より施行する。

この要項は、平成17年8月1日より施行する。

この要項は、平成27年4月1日より施行する。

報告第1号

事業利用者アンケート結果について

< 提案理由 >

本会が毎年半期ごとに実施する「事業評価検討」に加え、事業利用者からの直接評価・意見を今後の事業運営に反映させることを目的に、平成26年2月、主要8事業の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

集計結果及び個別意見について別添「平成25年度社協事業利用者アンケート結果と今後の方向性に関する報告書」としてまとめましたので報告致します。

平成26年5月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 保 立 一 男